

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等に係る市役所内における職員への対応について

本資料は、新潟県が示す基準に基づき、三条市役所職員又は職員の同居家族が濃厚接触者等になった場合の対応を整理したものです。

三条市人事課

今回の主な修正内容（本文赤字箇所を修正）

- ・同居家族の濃厚接触者待機期間を短縮する国の見直しに伴い、職員の在宅勤務を命ずる期間等の修正

目次

- 濃厚接触者と接触者の範囲 P2
- 濃厚接触者等となった場合の職員の対応（職員to-doリスト） P3
- 所属職員が濃厚接触者等となった場合の所属長の対応（所属長to-doリスト） P4
- 職場における主な対応フロー
 - (1) 職員が陽性となった場合 P5
 - (2) 職員が職場外の陽性者の濃厚接触者となった場合 P5
 - (3) 職員の同居家族が濃厚接触者となった場合 P6
 - (4) 職員の同居家族が濃厚接触者と特定されていないが自宅待機となった場合 P6
- 小中学校や保育所等で陽性者が発生したため、職員の子どもが自宅待機となった場合の対応 P7
- 【参考】
 - 濃厚接触者リストアップシート（新潟県作成） P8
 - 濃厚接触者健康観察シート（新潟県作成） P9

● 濃厚接触者と接触者の範囲

濃厚接触者及び接触者の範囲は、次のとおりとする。

濃厚接触者及び接触者の特定にあたっては、換気や消毒の状況なども含めて、総合的に判断する。

濃厚接触者は原則7日間、接触者は原則3日間の健康観察（在宅勤務又は自宅待機）を行う。

なお、これらの職員に対してPCR検査実施機関にて独自に検査を実施することもできる。検査で陰性であった場合には、国の指針等に基づき健康観察期間を経ずに、職場復帰させることができる。



- 濃厚接触者を判断する期間
 - ・陽性者が無症状…検体採取日の前2日間
 - ・陽性者が有症状…症状出現日の前2日間
- 濃厚接触者の待機期間
 - ・陽性者との最終接触日の翌日から起算して7日間

【濃厚接触者の範囲】

次のいずれかに該当する場合

- 陽性者と同居又は長時間の接触があった。
- 手で触れることができる距離（目安1m）で、マスクを着用せず、陽性者と15分以上接触があった。
- 陽性者の気道分泌液又は体液等に触れた可能性が高い。

このほか、食堂や喫煙場所などマスクを着用しない場面で15分以上接触があるものを濃厚接触者とする。

【接触者の範囲】

次のいずれかに該当する場合

- 手で触れることができる距離（目安1m）で、マスクを着用して、陽性者と15分以上接触があった。
- 食堂や喫煙場所などマスクを着用しない場面で接触があった。

【同居家族が陽性者で自宅療養の場合】

陽性者が発症した日（無症状の場合は検体を採取した日）又は陽性者の発症等により家庭内で感染対策※を取り始めた日のいずれか遅い日の翌日から起算して7日間（職員本人が発症しない場合に限る。）

なお、別の家族の感染が分かった場合や無症状だった家族が発症した場合には、改めてその発症日等から数え直す。

※ マスク着用、手指消毒の実施などの感染対策であり、厳格な隔離等を行うことまでは求めない。

● 職員to-doリスト

① 自分が陽性者となった場合

- ・職員は、①自分が陽性となった旨、②濃厚接触者及び接触者の範囲（P2）に該当する職員の有無を所属長に報告する。なお、職員は、濃厚接触者に該当する者がいる場合は、その旨を当該者（職場外のものを含む。）に連絡する。
- ・職員は、保健所の指示に従い、在宅療養等を行う。

② 自分が職場内の陽性者の濃厚接触者となった場合

- ・職員は、所属長の指示に従い、陽性者との最終接触の日の翌日から起算して7日間※³の在宅勤務又は自宅待機を行う。

③ 自分が職場外の陽性者（同居家族を除く。）の濃厚接触者となった場合

- ・職員は、職場外の陽性者の濃厚接触者となった場合、①自分が濃厚接触者となった旨、②当該陽性者との最終接触日を所属長に報告する。
- ・職員は、所属長の指示に従い、陽性者との最終接触の日の翌日から起算して7日間※³の在宅勤務又は自宅待機を行う。

④ 自分の同居家族が陽性者となった場合

- ・職員は、同居家族が陽性となった場合、①自分が濃厚接触者となった旨、②当該同居家族の症状等を所属長に報告するとともに、家庭内での感染対策をとるものとする。
- ・職員は、所属長の指示に従い、P2の「同居家族が陽性者で自宅療養の場合」の待機期間の間、在宅勤務又は自宅待P機を行う。
- ・職員は、待期期間の変更が生じる事象が生じたときは、速やかに所属長に報告する。

⑤ 自分の同居家族が濃厚接触者となった場合

- ・職員は、①自分の同居家族が濃厚接触者となった旨、②当該同居家族が濃厚接触者とされる期間を所属長に報告する。
- ・職員は、所属長の指示に従い、当該同居家族の自宅待機と同じ期間※³、在宅勤務又は自宅待機を行う。

⑥ 自分の同居家族が濃厚接触者と特定されていないが自宅待機となった場合

- ・職員は、自分の同居家族が自宅待機となった旨を所属長に報告する。
- ・職員は、所属長の指示に従い、在宅勤務又は自宅待機を行う。
- ・職員は、当該同居家族が濃厚接触者であるか否かが判明した場合、その旨を所属長に報告する。
- ・職員は、当該同居家族が濃厚接触者となった場合は上記⑤の対応を行い、濃厚接触者とならなかった場合は職場復帰可能とする。

⑦ 自分が職場内の接触者となった場合

- ・職員は、所属長の指示に従い、3日間※³の在宅勤務又は自宅待機を行う。

※ 1 上記のほか、職員は、体調不良となった場合、出勤せずに速やかに所属長に連絡し、かかりつけ医又は受診・相談支援センターに相談する。

※ 2 民間薬局や県が設置する検査所等で行っている無料検査について、自分が濃厚接触者であるときは、利用しない。

※ 3 在宅勤務又は自宅待機の期間について、職場で職員に対して独自のPCR検査を実施する場合で陰性が確認されたときは、濃厚接触者にあつては国の指針に基づき、濃厚接触者以外の接触者にあつては即時、職場復帰可能とする。

● 所属長to-doリスト

① 所属職員が陽性者となった場合

- ・所属長は、所属職員から陽性者となった旨の報告があった場合、本人の体調並びに**当該職員に係る濃厚接触者及び接触者の範囲（P2）に該当する職員の有無**を聞き取る。この際、所属長は、本人の行動履歴や執務環境などから、②の職員の設定が適切か否かを確認する。
- ・所属長は、当該職員を起因とした濃厚接触者に該当する職員に対して**7日間**、接触者に該当する職員に対して**3日間**の在宅勤務又は自宅待機を命じる。
- ・所属長は、陽性者となった職員並びに濃厚接触者及び接触者とした職員をリストに記載し、人事課に提出する。

② 所属職員が職場外の陽性者（同居家族を除く。）の濃厚接触者となった場合

- ・所属長は、所属職員から職場外の陽性者の濃厚接触者となった旨の報告があった場合、本人の体調及び**当該陽性者との最終接触日**を聞き取る。
- ・所属長は、当該職員に対して、**陽性者との最終接触の日から起算して7日間**の在宅勤務又は自宅待機を指示する。
- ・所属長は、当該職員をリストに記載し、人事課に提出する。

③ 所属職員の同居家族が陽性者となった場合

- ・所属長は、所属職員から同居家族が陽性者となった旨の報告があった場合、本人の体調及び**当該同居家族の自宅療養期間等**を聞き取る。
- ・所属長は、**P2の「同居家族が陽性者で自宅療養の場合」の待機期間の間**、在宅勤務又は自宅待機を当該職員に指示する。
- ・所属長は、当該職員をリストに記載し、人事課に提出する。
- ・所属長は、所属職員から、待機期間の変更が生じる事象の報告があったときは、**待機期間の変更を指示するとともに、人事課に報告する。**

④ 所属職員の同居家族が濃厚接触者となった場合

- ・所属長は、所属職員から同居家族に濃厚接触者が発生した旨の報告があった場合、本人の体調及び**当該同居家族が濃厚接触者とされる期間**を聞き取る。
- ・所属長は、**当該濃厚接触者の自宅待機と同じ期間**、在宅勤務又は自宅待機を当該職員に指示する。
- ・所属長は、当該職員をリストに記載し、人事課に提出する。

⑤ 所属職員の同居家族が濃厚接触者と特定されていないが自宅待機となった場合

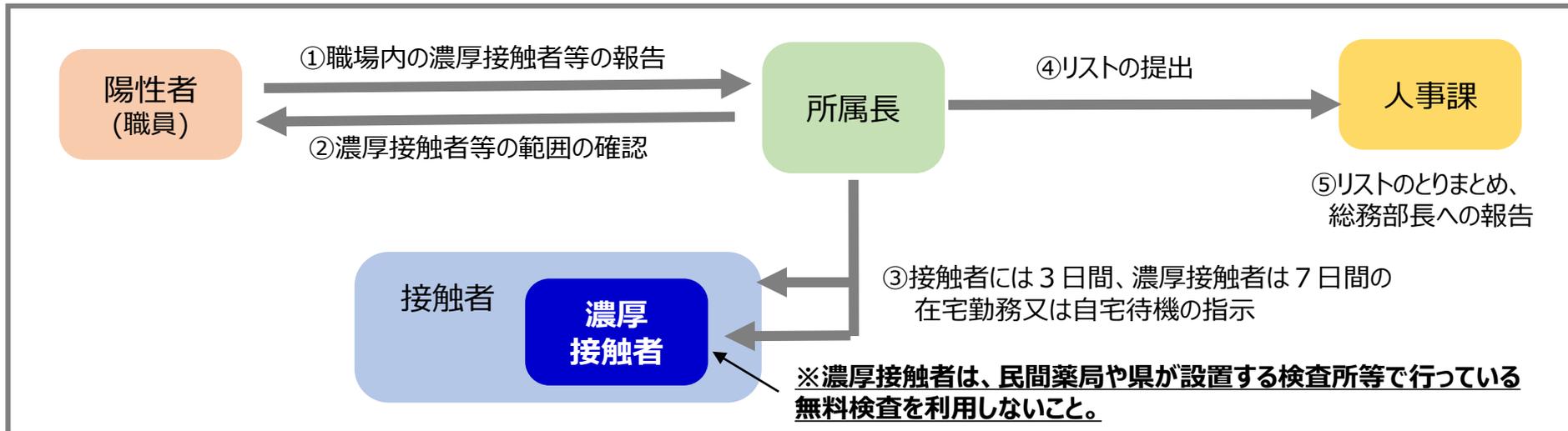
- ・所属職員から同居家族が濃厚接触者と特定されていないが自宅待機となった旨の報告があった場合、所属長は、本人の体調及び**当該同居家族が濃厚接触者と特定されるか否かが明らかにされる時期の目途**を聞き取る。
- ・所属長は、**特定されるか否かが明らかにされるまでの間**、在宅勤務又は自宅待機を当該職員に指示する。
- ・所属長は、当該職員を人事課に報告する。
- ・所属長は、当該職員から同居家族が濃厚接触者に特定された旨の報告があった場合、上記④の対応を行い、濃厚接触者に特定されなかった旨の報告があった場合、当該職員に職場復帰を指示し、それぞれその旨を人事課に報告する。

※ 上記のほか、所属長は、所属職員に体調不良がいる場合、当該者を速やかに帰宅させるとともに、医療機関の受診を促す。あわせて、体調不良となった職員と長時間接触があった職員を在宅勤務とするなど、職場内で陽性者が発生する場合に備え、安全サイドに立った措置を行う。

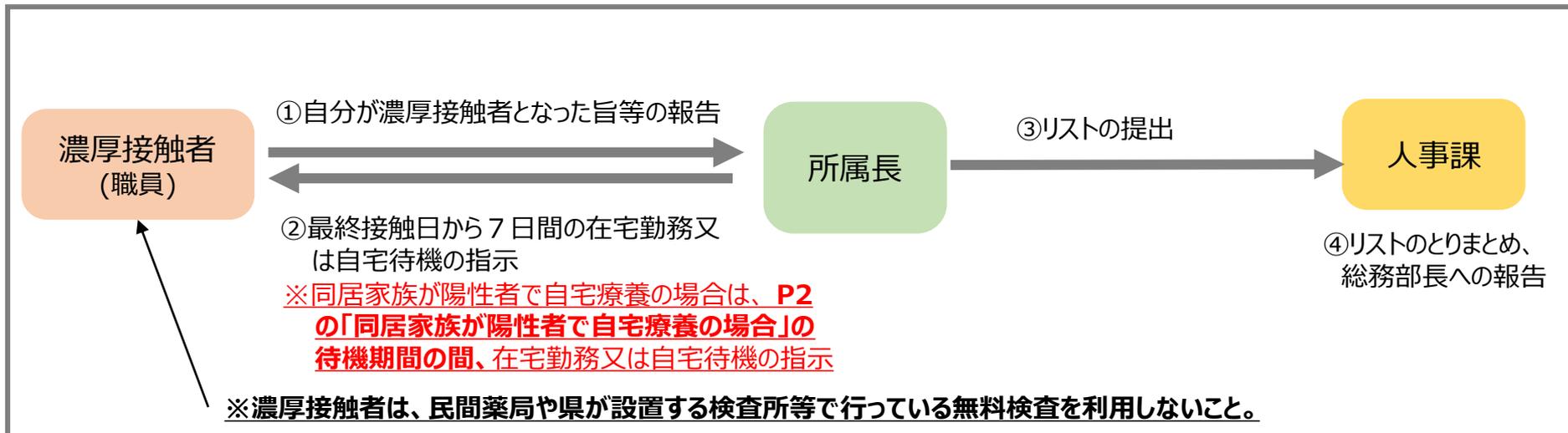
※ 人事課は、「所属長の報告のとりまとめ」、「濃厚接触者及び接触者の範囲の妥当性のチェック」、「総務部長への報告（総務部長は必要に応じて理事者に報告）」を行う。

● 職場における主な対応フロー

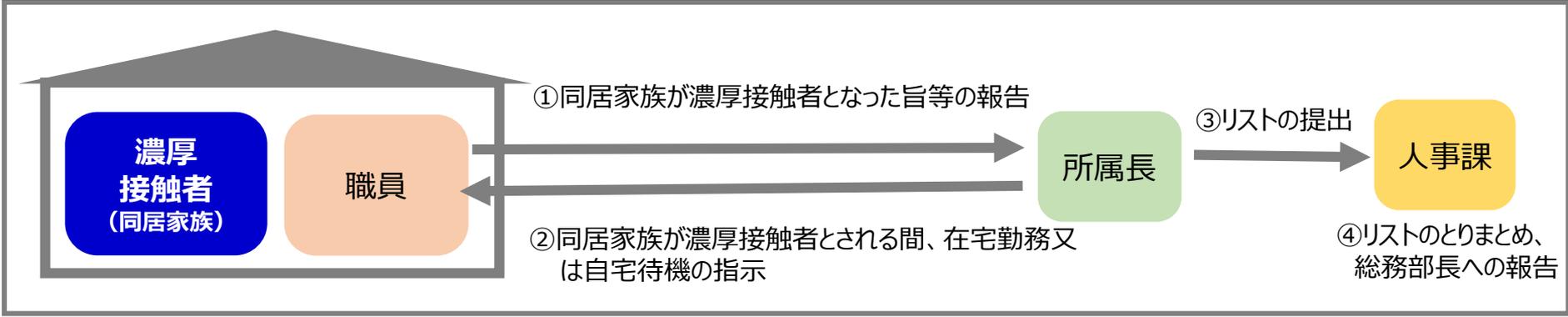
(1) 職員が陽性となった場合



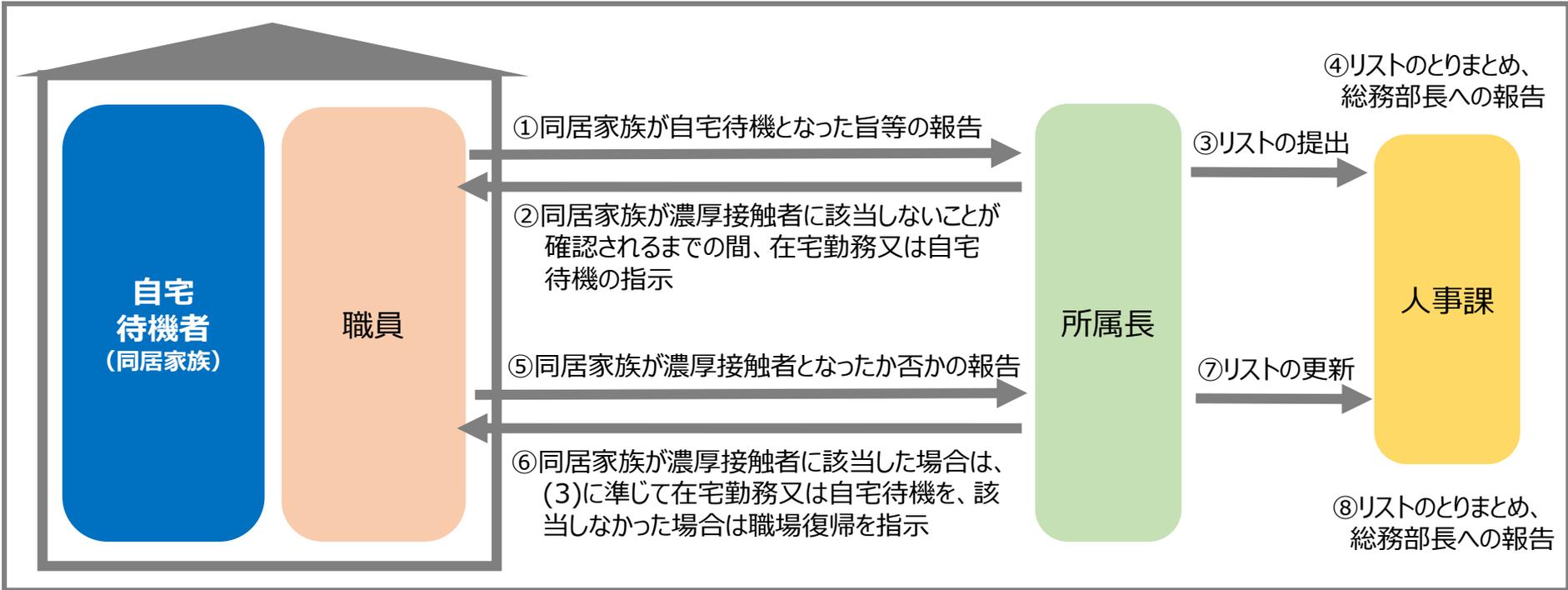
(2) 職員が職場外の陽性者の濃厚接触者となった場合



(3) 職員の同居家族が濃厚接触者となった場合



(4) 職員の同居家族が濃厚接触者と特定されていないが自宅待機となった場合



● 小中学校や保育所等で陽性者が発生したため、職員の子どもが自宅待機となった場合の対応

P6に記載する(4)職員の同居家族が濃厚接触者と特定されていないが自宅待機となった場合に準じた対応を行うが、職員の在宅勤務又は自宅待機の解除は、次のいずれかに該当したときに行うものとする。

- ・ 子どもが、小中学校等による独自のPCR検査の対象とならなかったとき。
- ・ 子どもが濃厚接触者ではないが、小中学校等による独自のPCR検査を実施し、陰性だったとき。
- ・ 子どもが濃厚接触者ではなく、(小中学校等による独自のPCR検査を行わない場合で)小中学校等の休校期間が終了したとき。

新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者リスト

感染者氏名: _____

接触者番号	所属部署	よみがな氏名	感染者との最終接触日	解除日	連絡先（電話番号、メールアドレス等）	備考（接触状況等）
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			

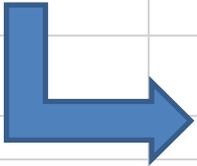
濃厚接触者 健康観察シート

健康観察は、感染者との最終接触日の翌日から10日目まで行ってください。

濃厚接触者氏名：

感染者との最終接触日時： 年 月 日

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温(朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温(夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	無・有									



発熱等の症状が出現した場合には、
 かかりつけ医、新潟県新型コロナ受診・相談センター(025-256-8275)又は保健所に受診・検査の相談をしてください。